

蕪崎から通おう！

鉄道利用通学者 支援補助金

令和8年度から特急券の補助が始まりました

蕪崎市では、市内に居住し県外の大学などへ電車で通う学生に対し、通学定期券及び特急券の購入費用の一部を補助します。住み慣れた蕪崎市から県外の大学に通学しませんか？

詳細は裏面をご
確認ください

【問い合わせ先】

蕪崎市 移住定住促進課 移住定住担当

TEL：0551-45-9159

受付時間／平日8時30分～17時15分



■ 補助対象者

- 1 通学定期券：次のすべての条件を満たすこと
 - 韮崎市に居住し、韮崎市の住民基本台帳に登録されている方
 - 平成30年4月1日以降に、県外の大学等へ鉄道で定期券を利用して通学を始めた方
 - 市税等を滞納している者がいない世帯の方
- 2 特急券：次のすべての条件を満たすこと
 - 1の通学定期券補助を受けている方
 - 令和8年4月1日以降に、県外の大学等に特急を利用して通学する方
(甲府駅から午前6時前に発車する早朝特急を10回以上利用し、次のア又はイに該当する場合に限る)
 - ア 特急の降車が新宿駅又は東京駅の場合
 - イ 特急を利用した通学において、甲府駅から降車駅までの移動時間が2時間以上を要する場合
(特急の降車が最寄りの停車駅のものに限る)

■ 補助金額

1と2を合計した金額

- 1 通学定期券購入費：2分の1の額 月額1万円を上限(1円未満の端数切り捨て)
- 2 特急券購入費：2分の1の額(1円未満の端数切り捨て) ※ 20回分を上限

■ 補助対象期間

補助対象者が在学する大学等が定める修学年限以内

■ 申請手続き

※ 定期券の有効期限を過ぎた日から3ヶ月以内または年度の3月31日のいずれか早い日までに申請

【通学定期券】※ 全員共通

- 1 韮崎市鉄道利用通学者支援補助金交付申請書兼請求書
- 2 通学定期券又は通学定期券を購入したときの領収書の写し
- 3 大学等に在学していることが分かる書類(学生証の写し等)
- 4 債権者登録申請書(初回のみ提出)

【特急券】※ 該当者のみ

- 1 特急券又は特急券を購入したときの領収書の写し
(通学定期券と一緒に申請してください)

注) 補助を受ける場合、「メールマガジン「やまなび！」への登録」と「利用者アンケートへの回答」が必須事項となります。

登録はこちらから!

